

中国税務及び 投資情報

中国が各地における「地方教育付加」を統一

中国財政部が国内における全ての企業及び個人に対して、統一的に地方教育付加を徴収することを公布しました。これは最近、内資企業、外資企業及び個人に対して、都市維持建設税(以下「都市建設税」という)及び教育費付加の徴収を統一後のさらなる措置となります。

前号の《中国税務及び投資情報》第2010004期において、私どもは2010年12月1日より2種類の地方税の徴収範囲が外商投資企業、外国企業、及び外国籍個人(以下「外資企業」という)にも及ぶことになることを紹介しました。上記の政策が公布された1ヶ月後に、国家財政部は2010年11月7日付で財総[2010]98号通達(以下、「98号通達」)を公布し、全国の全ての組織及び個人に対して、統一的に地方教育付加を徴収することを規定しました。

背景

地方教育付加は、都市建設税および教育費付加とは別の地方付加であり、この3種類の地方税がすべて納税者の納付した流通税の実額(即ち、増値税、営業税及び消費税)を税額計算の基礎とします。長期に亘り、地方教育付加に対する徴収管理の権限は、各地方政府が保有することで、各地の地方教育付加政策が異なっていました。例えば、一部の省では10年前に既に地方教育付加の徴収が停止している一方で、一部の省では地方教育付加が徴収され、各省における徴収標準も異なっていました。

私どもは、一部の主要な都市、省の地方教育付加に関する徴収状況を情報収集した上で、下記の図をご参考までに提供します：

各地	北京、上海、天津、重慶、深圳、広州	山東、四川、江蘇*、遼寧、アモイ*	湖北	浙江*、河北、江西
地方教育付加率	未徴収	1%	1.5%	2%
教育費付加率	3%	3%	3%	3%

注：上図において「*」を付けている省市では、現在、既に外商投資企業に対しても地方教育付加を徴収しています。

98号通達の新政策

▶ 地方教育付加の徴収の統一

98号通達に基づき、地方教育付加は、全国にて徴収され、教育事業の発展にのみ使用されます。地方政府が勝手に地方教育付加を免除、減額、又は流用することはできません。

▶ 地方教育付加の徴収標準の統一

地方教育付加の徴収標準は、組織及び個人の納付した流通税の実額の2%となります。

▶ 実施時期

35号通達の実施時期が通達と共に明確にされ、2012年12月1日（即ち、都市建設税、教育費付加は2010年12月に属する流通税と共に、2011年1月の徴収期に申告を行います）となっているのとは異なり、98号通達においては、具体的な実施時期が明記されていません。98号通達は、地方教育付加を徴収していない、或いは既に徴収していても徴収標準が2%以下の各省に対して、財政部から審査承認をうけるための地方教育付加の徴収方案について、2010年12月31日前に提出することを求めています。財政部からのさらなる通知が公布されない状況下では、地方教育付加の統一徴収は、最も早く2011年1月1日から実施されると予測しております。

▶ 主管税務機関

98号通達は国家財政部から省級財政機関への通達です。私どもが国家税務総局（以下、「国税総局」という）へ口頭で質問したところ、国税総局は98号通達を各地の税務機関に伝達しません。従って、地方教育付加の主管当局は地方税務局ではなく、地方財政局となります。但し、地方税務機関が財政部門から委託を受け、地方教育付加を代理徴収する可能性があります。

税務への影響

3%の教育付加と類似し、地方教育付加も地方の教育事業を支える地方性の税金です。以下のように3種類の地方税の比較を挙げ、ご参考まで提供します。

	税額計算の対象	徴収率	実施期日	統一徴収の開始月度	主管機関
都市建設税	納付した増値税、 営業税、及び消費 税の実額	1%、5%或 いは7%	2010年12月1日	2011年1月から	税務局
教育費付加		3%	同上	同上	同上
地方教育付加		2%	未定	未定	財政局



また、その税務への影響を理解するにあたり、特に以下の内容に対してご注意ください：

- ▶ 財税[2005]25号通達に基づき、「免除、控除、還付」方法を採用している輸出企業については、3種類の地方税の計算基数に増値税に係る免税、控除額を含めます。以下は説例になります：

			ケース1	ケース2	ケース3
			(大部分が国内販売)	(国内販売と輸出が同じくらい)	(国内販売なし)
A	国内売上高		5000	1500	0
B	国内原材料購入		2000	2000	2000
C	申告書での 前期未控除額		仮に0とします	仮に0とします	仮に0とします
D	輸出製品の売上高		1000	1000	1000
E	免除、控除、還付税額 免除不能、控除不能 税額*	輸出製品の売上高 × (増値税税率-増値税 還付率) = D × (17% - 13%)	1000 × (17% - 13%) = 40	1000 × (17% - 13%) = 40	1000 × (17% - 13%) = 40
F	申告書 当期増値税納付額	国内販売増値税売上税額 - (国内に原材料の 購入に係る増値税仕入 税額-免除、控除、還付 税額のうち免除不能、 控除不能税額) = A × 17% - (B × 17% - E)	5000 × 17% - (2000 × 17% - 40) = 550	0, 1500 × 17% - (2000 × 17% - 40) = (45) < 0	0, 0 × 17% - (2000 × 17% - 40) = (300) < 0
G	申告書での 当期未控除額	もし、F < 0ならG = F 、 それ以外は0	0	45	300
H	免除、控除、還付税額	輸出製品の売上高 × 増 値税還付率 = D × 13%	1000 × 13% = 130	1000 × 13% = 130	1000 × 13% = 130
I	当期還付税額	GとHの小さい方	0	45	130
J	当期免除、控除税額	H - I	130	130 - 45 = 85	130 - 130 = 0
K	都市建設税、教育費 付加、地方教育付加	申告書での当期増値税 納付額 + 当期免除、控 除税額 = (F + J) × (7% + 3% + 2%)	(130 + 550) × 12% = 81.6	(85 + 0) × 12% = 10.2	0

*: 仮に増値税の適用税率を17%、増値税輸出還付率を13%とします。

- ▶ 私どもは、《中国税務及び投資情報》第2010004期において、一部の地方税務機関は35号通達の公布前に、既に外商投資企業に対して、低い税率をもって、都市建設税を徴収していることを紹介しました。例えば、深圳における外商投資企業は1988年より、流通税の1%に基づいて都市建設税を納付しています。関連納税者はいつから新税率が適用されるか、及び/或いは一段の低い税率に適用される過渡期間があるか否かについて、関心があると思われます。なお、深圳においては、関連政府部門が既に通達を発行し、法定税率が2010年12月1日より実施されることを通知しています。

98号通達の公布により、外商投資企業は地方教育付加の費用増加がその運営と商業取引に与える影響について、考慮すべきです。以前に紹介した都市建設税(最高税率は7%)、及び教育費付加(税率は3%)と共に、納付しなければならない当該3種類の地方税の合計は、流通税税額の12%となります。内資企業にとっては、現在地方教育付加を納付していないのであれば、その運営費用がその流通税額の2%を増加させることを意味します。納税者が対策(例えば、当該税負担に伴う比較可能な価額調整)を採用することにより、まもなく発生する予算外の原因を吸収することについて、考慮すべきです。

98号通達は、地方人民政府に対して、財政部から審査承認をうけるための具体的な実施方を、2010年12月31日より前に提出することを要求しています。地方実施方は最も早く2011年1月に公布されると予測しています。98号通達の実施日は地方の実施方と同時に公布される可能性があるため、私どもは、企業が地方の当該新地方税規定に関する今後留意することにより、コンプライアンス上の要求を確保することをお勧めいたします。



アーンスト・アンド・ヤングの連絡先

▶ 华中区

沈珏文 (公司税服务)
+86 21 2228 2298
alfred.shum@cn.ey.com

夏燕 (公司税服务)
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com

章卿 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2871
bill.zhang@cn.ey.com

邓师乔 (公司税服务)
+86 21 2228 2116
carrie.tang@cn.ey.com

史川 (公司税服务)
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com

周康城 (公司税服务)
+86 21 2228 3009
derek.chow@cn.ey.com

卜新华 (人力资本服务)
+86 21 2228 3880
freeman.bu@cn.ey.com

高根强 (公司税服务)
+86 21 2228 2105
genqiang.gao@cn.ey.com

陶宗怀 (TARAS)
+86 21 2228 3268
iris.tao@cn.ey.com

魏甄妮 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2011
Jennifer.williams@cn.ey.com

吕晨 (企业交易税务服务)
+86 21 2228 2798
jesse.lv@cn.ey.com

田雯琦 (转让定价服务)
+86 21 2228 2115
jessica.tien@cn.ey.com

林超苏 (公司税服务)
+86 21 2228 3006
michael-cs.lin@cn.ey.com

费敏 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2582
min.feil@cn.ey.com

俞志扬 (人力资本服务)
+86 21 2228 2287
norman.yu@cn.ey.com

夏俊 (公司税服务)
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com

Robert Smith (间接税服务)
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

陈嘉华 (公司税服务)
+86 21 2228 2327
sarah-kw.chan@cn.ey.com

Titus von dem Bongart (German Desk)
+86 21 2228 2884
titus.bongart@cn.ey.com

田川利一 (国际税务咨询服务)
+86 21 2228 2118
toshikazu.tagawa@cn.ey.com

邱辉 (转让定价服务)
+86 21 2228 2941
travis.qiu@cn.ey.com

谭绮 (公司税服务)
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com

唐荣基 (公司税服务)
+86 21 2228 2186
walter.tong@cn.ey.com

▶ 华北区

兰东武 (公司税服务)
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com

蔡伟年 (公司税服务)
+86 10 5815 3230
andrew.choy@cn.ey.com

陈明宇 (公司税服务)
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com

黎颂喜 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2830
becky.lai@cn.ey.com

李婕 (公司税服务)
+86 10 5815 3890
catherine.li@cn.ey.com

郭康妮 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 2855
connie.kwok@cn.ey.com

郭达文 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3377
david.kuo@cn.ey.com

陈翰麟 (公司税服务)
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com

廉广杰 (人力资本服务)
+86 10 5815 3990
jason.mi@cn.ey.com

苏学敏 (转让定价服务)
+86 10 5815 3380
joanne.su@cn.ey.com

李展伟 (公司税服务)
+86 10 5815 3383
joseph.lee@cn.ey.com

吴红 (国际税务咨询服务)
+86 10 5815 3880
laura.wu@cn.ey.com

赵伟见 (企业交易税务服务)
+86 10 5815 3622
leo.chiu@cn.ey.com

魏伟邦 (公司税服务)
+86 10 5815 3231
martin.ngai@cn.ey.com

闫晓光 (公司税服务)
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com

项思思 (公司税服务)
+86 10 5815 2822
si-si.xiang@cn.ey.com

张伟伦 (人力资本服务)
+86 10 5815 3301
william.cheung@cn.ey.com

▶ 华南区

Chris Finnerty (国际税务咨询服务)
+852 2629 3868
chris-j.finnerty@hk.ey.com

袁泰良 (公司税服务)
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

陈子恒 (企业交易税务服务)
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com

赵大卫 (公司税服务)
+86 755 2502 8180
david.chiu@cn.ey.com

陈耀东 (公司税服务)
+86 20 2881 2738
enoch-yt.chan@cn.ey.com

许迅恺 (转让定价服务)
+86 755 2502 8287
enoch.hsu@cn.ey.com

陈双荣 (公司税服务)
+852 2629 3828
ivan.chan@hk.ey.com

许津瑜 (企业交易税务服务)
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com

钟道立 (企业交易税务服务)
+852 2629 3991
ken.chung@hk.ey.com

孙梁励常 (公司税服务)
+852 2629 3778
loretta.shuen@hk.ey.com

麦浩声 (公司税服务)
+86 755 2502 8289
ho-sing.mak@cn.ey.com

张柏宁 (转让定价服务)
+852 2846 9905
patrick.cheung@hk.ey.com

温志光 (人力资本服务)
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

陈建荣 (公司税服务)
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com

彭绍龙 (人力资本服务)
+86 755 2502 8160
sam.pang@cn.ey.com

王思敏 (公司税服务)
+852 2629 3233, +86 20 2881 2822
simon-sm.wang@cn.ey.com

曾慧明 (企业交易税务服务)
+852 2849 9417
tami.tsang@hk.ey.com

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2010 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版权所有。

FEA no.03000831

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企业咨询有限公司、及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china